

○多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成28年3月24日条例第21号）の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例 （適用除外）</p> <p>第8条 次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は長期欠席期間に含まれないものとする。</p> <p>（1） 公務上の災害等（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第29号）の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。）</p> <p>（2） 出産（<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間の範囲内に限る。</u>）</p> <p>（3） その他議長が前2号に準ずると認める場合</p>	<p>多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例 （適用除外）</p> <p>第8条 次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は長期欠席期間に含まれないものとする。</p> <p>（1） 公務上の災害等（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第29号）の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。）</p> <p>（2） 出産</p> <p>（3） その他議長が前2号に準ずると認める場合</p>
摘要	